

【委員会記録】

丸若委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

企業局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

福田企業局長

報告事項は、ございません。

丸若委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

松崎委員

おはようございます。企業局は特に発電事業をやられているということで、ひとつお伺いしておきたいんですけど、水力発電ということで、そういう意味では再生可能な発電ということと、大規模化はいろいろすり合わせたい問題等々があって、問題視されてきましたけれども、今、県が事業としてやって、発電事業をやっておられるわけですけれども、多分複式会計だろうと思いますので4月から9月になりますかね、上半期分の発電状況等々、経営状況について御報告いただければと思います。

尾方電力課長

発電事業の発電実績という御質問でございますけれども、昨年度末から今年度初めにかけて小雨傾向が続きましたため、4月から5月の中旬まで非常に雨が少ない状況で発電実績は非常に少ない状況でございました。5月下旬からは降雨に恵まれまして、一たん発電は回復傾向にあったんですけれども、また8月に入りまして小雨傾向となりました。9月に入りましてからは相次ぐ台風の影響、その後の順調な降雨により今年度通した11月末までの実績なんですけれども、現在では平年を少し上回る水準となっております。具体的な数字といたしましては、発電実績が2億7,745万1,800キロワットアワーでございまして、予定供給電力量が2億6,909万キロワットアワーでございまして、予定に対する供給率が103.1%となっております。

松崎委員

天気は左右されるということでありまして、11月までは100%を超えるような形での発電量をされて、今年度の決算のほうは楽しみといえれば楽しみなんだと思いますが、ただこれから渇水期に入ってくるということ

を含めて、そこいらの対策というものがあるのかどうかわかりませんが、何か考えておられること等々あるのでしょうか。

尾方電力課長

これから河川は渇水期になっていくわけでございますけれども、企業局の発電の中心になります日野谷発電所は長安口ダムの水を利用しております。その水は貯水している水を利用するわけですが、これは下流の工業用水や農業用水が必要とする水を流すということが基本になっておりますので、それを基本にしまして、あと急な出水によりましてそれを上回るような水を長安口ダムと連携しながら有効に利用していきたいと考えております。

松崎委員

国の関係になってくるので、長安口ダムの関係はいろんな操作、装備なんかがあって、それも見せてはもらったんですけども、毎日毎日、新聞のほうに貯水量が載ってますよね。これが早明浦はかなり高い水準でずうっと来てるんですが、先ほどお話があった台風等が来て、その後の貯水量は早明浦と見た感じでは低い水準で来ていると。これに加えてもし渇水などになってくると、工業用水の供給も含めて、ちょっと心配なんじゃないのかなあと。新聞を見て、いつも思うんで、何で長安は低いんだろうなあと。そこら、原因はわかっているんですか。

尾方電力課長

現在、長安口ダムは上流の堆砂排除のために水位制限をかけております。具体的に言いますと、有効水位で25メートル、エレベーションで220メートル以下にするとして上流の堆砂を取り除くということをしているというふうに聞いております。ですから、少し例年よりも水位が低い状況にはございますけれども、現在のところ、渇水の心配等はないというふうに聞いております。

松崎委員

これで終わりたいと思いますが、長安口ダムは国管理ということになろうかと思うんですけども、そちらとの連携といいますか、そういったこともしっかりやっていただいて、今後の渇水期における水力発電の関係、さらには阿南の下流域は工業用水の深刻な問題もありますので、ぜひ企業局としての御努力をお願いして終わりにしたいと思います。以上です。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました企業局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、企業局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第 13 号、議案第 38 号

以上で、企業局関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩します。(10 時 41 分)